

前回の委員会で頂いた主なご意見と 対応方針について

— 資料1 —

前回の委員会で頂いた主なご意見と対応方針(1)

提言の表題に反映したご意見

No.	意見	対応
1	今回の提言は、市町村のメンテナンスを持続的なものにする具体的な方策であることを表題にも書いた方がよい。	ご意見を踏まえ、提言の表題を修正しました。

提言全体に反映したご意見

No.	意見	対応
2	国の考え方として、支援の主体が国以外にも具体的に想定(「日本下水道事業団」、「水資源機構」)されるなら、「国等」とした方がよい。	支援の主体が複数想定される場合は、支援の主体に「等」を追記しました。

「2. 今後行うべき支援の考え方」に反映したご意見

No.	意見	対応
3	市町村に対する技術的な支援や代行の話だけでなく、市町村の体制をどのように再構築するか、民間企業をどのようにして建設産業として育てていくかなど幅広く書くべき。	市町村における維持管理体制の再構築の必要性や、民間事業者等の各主体の役割について、「2. 今後行うべき支援の考え方」に整理しました。
4	国においても高度な技術に対応するための技術力の維持・向上を図らないと、サステイナブルな体制は維持できないだろう。	ご意見を踏まえ、国の役割として自らの技術力の維持・向上に努める必要があることを記載しました。
5	都道府県の役割について、「国が」や「国と連携」という表現により、主体性が見えなくなっているため、都道府県が中心となるよう記載を修正すべき。	ご意見を踏まえ、都道府県が中心となるよう、(都道府県の役割)を修正しました。
6	今後の民間事業者や建設産業に求められるのは「地場性」や「広域性」である。こういったキーワードを盛り込むべき。	地場から全国規模の企業まで、維持管理に軸足を置いた建設産業の活性化が期待される旨、記載しました
7	学識者の役割について、「研究を通じ、国や県などの各主体と協力して」といった表現を記載して欲しい。	ご意見を踏まえ、(大学等研究機関の役割)に「各主体と協力して」の文言を追記しました。

前回の委員会で頂いた主なご意見と対応方針(2)

「3. 具体的施策」の「(1)市町村の体制強化」に反映したご意見

No.	意見	対応
8	共同処理について、すでに合併が進んで広域な市町村にとっては他の自治体との共同処理が不可能な場合もあり得る。	市町村合併の経緯を踏まえつつ、調整する旨を記載しました。
9	技術者不足の自治体は、共同処理制度等を活用したマスメリットの確保策を図った上で、不十分であるなら技術者派遣制度を活用すべき。	市町村の置かれた状況に応じ適切な手法の採用が期待される旨、記載しました。
10	「既存の民間技術者」と限定した書きぶりは不適切。OBの活用、中途採用等、様々な技術者を活用する可能性がある。	維持管理に精通した技術者全般を活用することを記載しました。
11	技術者派遣制度については人材の質が重要である。競争入札ではなじまず、人材がいる組織を認証するような仕組みが重要。	技術者を派遣する民間企業等を国が評価・認証する制度の必要性について記載しました。
12	今後派遣制度等を円滑に運用するための検討が必要。運用が円滑に進むよう、国が勢いをつける必要がある。	
13	文中に出てくる「派遣」の位置づけを明確にすべき。	市町村が民間企業等と派遣契約を結ぶ手続きが想定されること、市町村長の指揮下で維持管理業務を行うことを記載しました。
14	包括委託の図を見ると、すべて民間事業者に外部委託しているようにも捉えられる。	管理者責任を伴う等他者に代替させることができない事務がある一方、他者に代替可能な事務があることを記載しました。
15	民間委託について、ミスをした場合のリスク管理の整理が必要。全ての責任を民間に負担させるのは難しいため、保険等の制度が必要となる。	民間委託を推進する際、瑕疵による損害を保証する環境の整備等について留意する必要があることを記載しました。
16	今までやっていない「連携協約」等の制度を、今後具体的にどう活用するか示して欲しい。また、ガイドラインの策定やモデル地区での試行等、これからどうやって進めるかという点も充実させて欲しい。	共同処理体制の促進や、包括的民間委託について、全国に普及させる推進方策を講じるべき旨を記載しました。

前回の委員会で頂いた主なご意見と対応方針(3)

「3. 具体的施策」の「(2) 国や都道府県による技術的支援」に反映したご意見

No.	意見	対応
17	国による技術的助言は、社会的影響の大きいもの以外でも行われるべき。	市町村に対する技術的アドバイスについて、都道府県や国が対応する手順等についてルール化すべきことを記載しました。
18	代行の判断の考え方を整理すべき。	代行は技術的アドバイスを市町村が受けても自ら責任をもって行うことができないと判断される場合に実施することを記載しました。
19	「TEC-FORCE」はメンテナンスも追加し、しっかりと制度面や予算面も含めた措置をすべき。	緊急的に維持管理に関する対応が必要な場合に、国が緊急調査等について技術的な支援を実施できるよう必要な制度を構築することの必要性について記載しました。

「4. 終わりに」に反映したご意見

No.	意見	対応
20	サステイナブルな体制であるならば効果の検証(事後チェック)も必要。	本提言で示された具体的施策の実効性を高めるため、行程表を作成し、フォローアップを行いつつ、着実に支援を実行することの必要性について記載しました。

今後のスケジュール

